

10 年保存

基 監 発 第 0612001 号

平成 20 年 6 月 12 日

関係都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

原子力施設の定期検査工事における年少者の放射線業務への
就業に関する緊急点検の実施等について

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 62 条第 2 項及び年少者労働基準規則（昭和 22 年労働省令第 8 号）第 8 条第 35 号は、満 18 歳に満たない者（以下「年少者」という。）を「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」（以下「放射線業務」という。）に就かせてはならないと規定しているところである。

しかしながら、今般、3 か所の原子力発電所の定期検査工事（以下「定検工事」という。）において、平成 19 年 10 月から平成 20 年 5 月までの間、年少者 8 名が年齢を偽って放射線管理手帳を取得し、そのうち 6 名が放射線業務に従事していたという報告が同工事の元方事業者からなされたところである。

ついては、同種事案の実態把握及び再発防止のため、下記のとおり、原子力施設における定検工事の元方事業者（以下「元方事業者」という。）に対し緊急点検を実施させるとともに、監督指導等において、年少者の放射線業務への就業制限の徹底を図ることとしたので、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 定検工事における年少者の放射線業務への就業に関する緊急点検の実施について

(1) 年少者の放射線業務への就業の有無について、元方事業者に対し、過去 3 年間

に実施された定検工事を対象に下請事業者を含めた緊急点検を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 15 日までに文書で報告するよう指導すること。

- (2) 点検に際しては、単に放射線管理手帳の生年月日を確認することにとどまることなく、運転免許証などにより確認するなど実効性のある点検を行うよう指導し、(1)の報告には、具体的な点検の実施方法等も記載させること。また、今後実施する年齢確認の徹底のための方策について検討し、併せて報告するよう指導すること。
- (3) 緊急点検の実施の指導に当たっては、別紙を参考とすること。
- (4) 報告された点検結果については、平成 20 年 7 月 31 日までにその写しを当課まで送付すること。

2 定検工事に対する監督指導時における指導の徹底について

- (1) 今後実施する定検工事に対する監督指導においては、年少者の放射線業務への就業の防止を徹底するため、元方事業者に対し、次により放射線業務に従事する労働者の年齢確認を行うよう指導すること。

ア 放射線業務に従事する労働者については、放射線管理手帳により年齢を確認することはもとより、同手帳に記載された年齢が 20 歳程度以下の者については、併せて運転免許証、健康保険証、住民票記載事項証明書等年齢を確認できる書類（原本に限る。）の提示を求め、両者を突合することにより年齢を確認すること。

また、年少者が他人の放射線管理手帳を不正に使用し、放射線業務に就労することのないよう、新規に入場する労働者については、本人から氏名、生年月日等を直接確認すること。

イ 上記アの年齢の確認を行った日時、方法、実施責任者氏名等について記録を作成し、保存すること。

- (2) 上記(1)以降の監督指導においては、次の確認を行うこと。

ア 臨検の際、放射線業務が行われている場所に年少者である労働者が立ち入っていないかの確認を必ず行うこと。

イ 年少者の有無にかかわらず、上記(1)イの記録を閲覧し、年齢確認が十分でないと認められる場合には、改めて確認を行うよう指導すること。

〇〇〇〇第〇〇〇〇号
平成20年6月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇殿

〇〇労働基準監督署長

原子力施設の定期検査工事における年少者の放射線業務への
就業に関する緊急点検について

労働基準法（昭和22年法律第49号）第62条第2項及び年少者労働基準規則（昭和22年労働省令第8号）第8条第35号は、満18歳に満たない者（以下「年少者」という。）を「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」（以下「放射線業務」という。）に就かせてはならないと規定しているところです。

しかしながら、今般、3か所の原子力発電所の定期検査工事において、平成19年10月から平成20年5月までの間、年少者8名が年齢を偽って放射線管理手帳を取得し、そのうち6名が放射線業務に従事していたという報告が同工事の元方事業者から所轄労働基準監督署長あてになされたところです。

については、同種事案の実態把握及び再発防止の徹底を図るため、下記のとおり、貴社が元方事業者として実施した〇〇〇〇（原子力施設の具体名）における定期検査工事について下請事業者を含めた緊急点検を実施し、点検結果を文書で本職あて報告するようお願いいたします。

記

- 1 対象とする工事
平成17年7月から平成20年6月までの間に実施した定期検査工事
- 2 報告期限
平成20年7月15日（火）
- 3 報告内容
 - (1) 定期検査工事ごとの放射線業務に従事した年少者の有無（有る場合はその人数）
 - (2) 本点検における年少者の就業の有無の具体的な確認方法
 - (3) 今後実施する年齢確認の徹底のための方策